

令和4年11月11日

中標津町議会

議長 後 藤 一 男 様

中標津町議会決算審査特別委員会

委員長 佐 野 弥奈美

令和3年度中標津町各会計決算認定審査について

令和4年9月定例会において、当委員会に付託された令和3年度中標津町各会計の決算認定審査を次のとおり実施したので報告いたします。

記

- 1 件 名 令和3年度中標津町各会計決算認定審査
- 2 審査月日 令和4年9月12、16、26、27、29日
令和4年10月19、20、21、25、26、27、31日 計12日間
- 3 審査経過 令和4年9月12日に決算審査表を受け取り、16日には各会計の決算状況の説明を受け、各委員は9月22日までに質問事項を作成後、各所管で質問事項を精査しました。10月17日に部局で作成された決算審査表(答弁)の事前配布を受け、各所管で説明要否の協議を行い、各所管での本審査、全委員での本審査に臨みました。
なお、今回は初めて16名での決算審査特別委員会が設置され、より多くの視点で審査いたしました。
- 4 審査結果 令和3年度中標津町一般会計外8会計について、各委員より122件の質問を受け慎重に審査した結果、令和2年から収束を見ないコロナ禍での行政運営における厳しい状況の中、各会計ともに効率的な予算執行が行われていることに敬意を表します。

歳入においては

町税を始めとし、町営住宅使用料、国民健康保険税、下水道使用料、水道料金等の収納率がコロナ禍にありながら前年より向上しています。収納率向上の強化に努めた担当職員の皆様の努力を高く評価します。

引き続き、悪質な滞納者へは、厳しい対応で臨んでいただき、滞納額の縮減へのさらなる努力を期待します。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、効果的に住民・事業者への支援を実施しました。今後においても、各種支援策とのバランス、将来的な財政状況への影響も考慮した上で、適切な支援策を期待します。

令和3年度ふるさと納税実績は寄附件数 6,833 件、寄附金額 1 億 1,649 万 1 千円で前年度比約 0.85 倍になりました。近隣他町では大きく寄附額が伸びている現状を踏まえると、寄附獲得に向けてさらなる努力を求めます。令和4年度は新たな取り組みを展開している状況ですので、今後の寄附額増に繋がるよう、適切な業務執行に期待しています。

病院事業会計は依然として厳しい経営状況を強いられていますが、病院経営改革による成果が収益改善に表れ、医師・医療スタッフの意識改革も進んでいることから純利益を計上しました。

改めて、医師・医療スタッフの皆様の献身的な努力を高く評価します。

今後は、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、より堅実な病院経営を目指し、住民から信頼される地域中核病院として発展されることを心から期待します。

歳出においては

1. 広報公聴経費・ホームページ管理経費について

令和4年3月から公式LINEがスタートし、10月末現在での登録者が約1,900名に達し、住民ニーズの高さが感じられます。

現在のコロナ関連情報、ボットを活用したゴミの分別情報などに加え、ゴミ収集カレンダー（町ホームページのPDFへのリンク）、子育て関連など内容拡充と併せて、Jアラートのサイレンに代わる重要な情報伝達手段の一つとして、キキボウも含め住民の活用意識を高める努力をしていただきたい。

また、ホームページは一部スマートフォン対応となっていないため、閲覧画面の体裁を整理するとともに、住民が必要な情報にすぐたどり着けることができるように、見やすさを追求されることを期待します。

2. 災害時要支援者台帳整備事業について

本事業における地域支援員の選定方法、運用の実態について審査しました。

しかし、町内会によっては地域支援員について選定の合意や議論

が行われてはならず、町内会未加入者への対応についても、しっかりと合意形成には至っていませんでした。

当町で大きな災害が発生した際、地域支援員に求められる役割は非常に重要であると考えますが、町内会未加入者への対応など、町内会ごとの考え方が異なる現状があります。

いつ起こるかわからない災害に備え、町民に対し地域支援員の存在意義、さらに理解を深めることが大切だと考えます。

今後、全町内会で地域支援員が選定され、より効果的な事業形態として発展することを期待します。

3. 医療的ケア児支援事業について

医療的ケアに従事するには専門的な知識や経験が必要ですが、現在の雇用状況は会計年度任用職員となっています。ケア対象者がいなくなると人材確保の観点から、事業継続が難しい状況であることが確認されました。

医療的ケアには専門的な知識や経験を有することが求められ、本事業の継続には安定的な人材確保が必須と考えます。本事業の実施状況を町民に周知することで事業必要性の理解が深まり、新たな人材確保に繋がることも期待し、住民ニーズに速やかに対応できる事業体制の確立を求めます。

4. 除雪経費について

除雪委託料の予算措置については、過去3年間の平均で算出されていますが、毎年、数回の専決処分が行われています。

住民生活の安全性、大雪などの災害時の迅速な除雪体制を確保するため、十分な当初予算を計上できるよう、予算積算方法の見直しを検討していただきたい。

5. スポーツ文化遠征事業について

現在、補助要綱では補助上限額が交通費及び宿泊費を合わせ35,000円とされています。燃油をはじめとする物価高の影響を受けている補助対象経費の実態を調査のうえ、一部補助ではありますが、現状に応じた補助額の検討をしていただき、本町児童生徒の活躍の場を、より応援する体制を目指していただきたい。

また、対象となる各種団体へ本制度の周知を定期的実施し、補助機会を逸することのないよう取り組んでいただきたい。

6. 教育相談センター管理運営経費について

令和4年2学期より、タブレットの持ち帰りが認められたとの回答を受けましたが、実態としては具体的なオンライン学習が進んで

いません。

勉強したいが学校へ行けない児童生徒への、タブレットを活用した学習機会の提供に鋭意努められることを強く望みます。

また、長期欠席者の保護者へは、教育相談センターの教育相談員やソーシャルワーカーをはじめ、適切な相談窓口へ繋がれるよう広く住民に情報提供すること、さらに児童生徒にヤングケアラーが認められる場合は町民生活部と連携し、相談者に寄り添いながら必要な支援をしていただきたい。

7. 財産に関する調書における物品について

各部局で管理されている車両等の物品について審査したところ、当該車両の整備・点検・更新時期を含め、統一された見解が示されませんでした。

町民の財産に対する適切な管理体制を改めて確認し、職員全体で利用用途に応じた管理方法の共通理解を図り、財産の効率的な維持管理を図っていただきたい。

8. 病院経営改善事業について

令和3年度は国や北海道からの補助収入もありましたが、入院、外来ともに患者数及び診療収入が前年度を上回り、本事業による経営改善の成果が表れたことで、病院移転以降、初めて純利益を計上しました。

しかし、一般会計繰入金及び金融機関からの一時借入金が減少傾向であるものの、依然として厳しい経営状況であることは否めません。

今後、一歩進んだ経営改善の歩みを止めることなく、健全な病院経営に努めるとともに、職員の意識改革にも多大な影響を与えた経営コンサルタントの継続を検討され、さらなる経営強化の推進を図っていただきたい。

以上、各会計ともに効率的な予算執行が行われ、町民生活の向上が図られていると判断して、認定すべきとの結論に達しました。